

**令和5年第3回七戸町議会
決算審査特別委員会
会議録（第3号）**

○招集月日 令和5年 9月 4日
○開議日時 令和5年 9月11日 午前10時02分
○閉会日時 令和5年 9月11日 午前11時31分

○出席委員（15名）

委員長	瀬川 左一 君	副委員長	二ツ森 英樹 君
委員	藤井 夏子 君	委員	中野 正章 君
委員	山本 泰二 君	委員	向中野 幸八 君
委員	小坂 義貞 君	委員	澤田 公勇 君
委員	工藤 章 君	委員	呷 清悦 君
委員	佐々木 寿夫 君	委員	田嶋 輝雄 君
委員	三上 正二 君	委員	田島 政義 君
委員	岡村 茂雄 君		

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長 附田 俊仁 君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又 勉 君	副町長	高坂 信一 君
総務課長	仁和 圭昭 君	支所長	相馬 和徳 君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	金見 勝弘 君	財政課長	附田 敬吾 君
税務課長	西野 勝夫 君	町民課長	高田 博範 君
保健福祉課長	井上 健 君	介護高齢課長	三上 義也 君
こどもみらい課長	佐々木 和博 君	会計管理者	高田 美由紀 君
		(兼会計課長)	
商工観光課長	鳥谷部 慎一郎 君	農林課長	原子 保幸 君
建設課長	鳥谷部 勉 君	上下水道課長	町屋 淳一 君
教育長	附田 道大 君	学務課長	附田 良亮 君
生涯学習課長	田中 健一 君	世界遺産対策室長	鳥谷部 伸一 君

(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)

農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	田村教男君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	中村大樹君
------	-------	-------	-------

○会議を傍聴した者（4名）

○会議の経過

○委員長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しております。

したがいまして、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、9月8日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりです。

これより、8日に引き続き、令和4年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

最初に、192ページ、9款1項1目常備消防費から、201ページ、10款1項6目町費負担臨時教員費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 次に、200ページ、10款2項1目学校管理費から、209ページ、10款4項1目社会教育総務費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 次に、208ページ、10款4項2目中央公民館費から、217ページ、10款4項7目コミュニティ推進費まで、発言を許します。

3番委員。

○委員（山本泰二君） 216ページ、10款4項7目コミュニティ推進費、ここの右側のほう、コミュニティ助成事業費補助金、昨年の決算では360万円ほどになっていたと思うのですが、半減したわけですけれども、その理由をお知らせください。

○委員長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

コミュニティ助成事業費補助金が減額されていると、これは七戸町から県のほうに上げて県から国に、いろいろな集会施設であったりとか、そういったところの備品をいただいている補助金なのですが、4年度は対象団体が1団体だったことによります。

○委員長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9番委員。

○委員（所 清悦君） 212、213ページ、10款4項4目中央図書館費について伺います。というのは、図書費、小学校、中学校にも図書費はあるのですが、図書館費のところは報酬、給料とあるのですが、実際、本の貸し出し等の管理に結構な労力がかかるのではないかと考えています。小中学校のほうも本の貸し出しも中央図書館と同じように労力は実際にかかっているのではないかと気になるので伺いますけれども、ここで要している給料、報酬と、その職員の業務内容のうち、図書館の図書の管理に要する時間の割合というのはどの程度なのか伺います。

○委員長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

4目の中央図書館費に計上されております人件費につきましては1名分の人件費です。これにつきましては、図書司書という資格を持った職員がおりますので、その職員の分の人件費になります。ただ、委員おっしゃるとおり1人で図書の貸出し等を行うことはできませんので、そのほかに南公民館のほうに所属する職員がおります。そちらの方も兼務しながら4人体制で図書館の貸出し業務等を行っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 1人では対応しきれないので、南公民館の職員と合わせて4人で対応しているということは分かりました。

これに関連して、214、215ページの13、使用料及び賃借料というところに、ツールアイ使用料、ハンディターミナルリース料、図書システムウェブサーバ使用料とあるのですが、本の貸し出しの管理に使うものでないのかと思っておりますけれども、それぞれどういった目的のものなのか伺います。

○委員長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

13目のツールアイ使用料につきまして、こちらは、図書情報を収集するサイトということで、情報を図書システムに活用するものでございます。それと図書館専用ポータルサイト、ツールアイというところの使用料というものになります。

続きまして、ハンディターミナルリース料ですが、こちらは、蔵書点検のため、点検する機器のリース料というものになります。

続きまして、図書システムウェブサーバ使用料ですが、蔵書検索システム、町のホームページで蔵書している図書を検索するシステムがございまして、そちらのほうの使用料というものになります。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） その下に図書購入費62万円弱載っています。小学校、中学校の図書購入費を見ると80万円とかで、むしろ中央図書館費の費用よりも多いと思っております。そういった場合、小中学校でもこれと同じシステムで管理しているのかをまず伺います。

○委員長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

小中学校の図書室の本の管理に関しては、中央図書館とは連動していません。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 一般質問で、いろいろ考えたら、今後、少子化を考えたら小中

一貫校も考えなければならないのではないかという提案をしましたが、同時に、六戸学園は図書館を学校と併設しているのを考えたときに、これだけ便利なシステムを使って管理しているのに、小中学校では本の貸し出しは恐らく紙に、いつ誰に何の本を貸したというのを下に貸し出ししているのかと思うのですけれども、そういったことも含めて、教職員の負担になることを考えれば、六戸方式といたしますか、その方法が一番いいのではないかと考えています。小中学校でこういったシステムを使わずに本の貸し出し、確実に本が戻ってきているということの確認は大丈夫な状況ですか、システムを使わずに行っていて。

○委員長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 庁委員御指摘のことにお答えいたします。

貸した図書が100%戻ってきているかということですのでけれども、ほぼ学校の場合は100%戻ってきます。来なければ子供に必ず、返していないというカードを発行して、戻ってくるようにしております。

○委員長（瀬川左一君） 9番委員。

○委員（桁 清悦君） 学校の方式でも十分であれば、特に、使用料だけで50何万円かかるのも、小学校、中学校と同じ方式で図書館もいいことになるのですけれども、私は、将来、図書館というのも一つに統廃合して、六戸学園のようになるのが理想かと思っていますけれども、そこについては、教育長はどのように考えていますか。

○委員長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 前回のときに私のほうで、七戸地区、それから天間林地区に各中学校が1校ずつとお答えしておりますので、庁委員が御指摘のようなことは、今現在は考えておりません。ずっと先の将来については、そのようになるかもしれませんが、現時点では、私のほうでは、庁委員が思ったとおりの答えはできませんので、よろしく願います。

○委員長（瀬川左一君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 質問ではないですけれども、委員長、あなたは議長ではないのだよ、特別委員会でしょう。今、呼ぶときにも13番議員と言ったでしょう。何番と言われた？9番委員と言われた？

○委員長（瀬川左一君） 9番議員と言いました。

○委員（三上正二君） 委員ではないですか、特別委員会だから。

教育長も、9番議員にお答えしますと。これって恥ずかしくないですか。おかしいのだよ。直してください。

○委員長（瀬川左一君） 分かりました。委員会ですので。申し訳ありません。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 次に、216ページ、10款4項8目文化財保護費から、2

27ページ、10款5項3目中央公民館管理費まで、発言を許します。

3番委員。

○委員（山本泰二君） 218ページ、10款4項8目8節縄文遺跡世界遺産登録推進事業負担金ということですが、ここにこういう形で載っていますが、言いたいことは、登録が済んでしまった段階で、世界遺産登録推進事業ということ、何でまだこの名前が残っているのかということです。負担金ということで、そういう組織があって、そこに出しているのかと思うのですけれども。

○委員長（瀬川左一君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（鳥谷部伸一君） 2番委員の御質問にお答えいたします。

この負担金の名前、17町村で構成されている縄文遺跡群世界遺産登録推進協議会に負担金として出しております。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 3番委員。

○委員（山本泰二君） 分かりました。その協議会のほうの名前が変わらないうちはこの形になるということで理解しました。

引き続き、違う質問ですが、ちょっとお聞きしたいのは、同じ目の16節と21節、用地購入費、七戸城跡、それから21節の建物等移転補償費、これも七戸城跡なのですが、ここの違いをお伺いします。

○委員長（瀬川左一君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（鳥谷部伸一君） 3番委員の御質問にお答えいたします。

用地購入費は、土地の購入費です。補償費は、建物とか工作物、庭木等の購入の費用でございます。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

2番委員。

○委員（中野正章君） 先ほどと同じ218ページの10款4項8目、先ほど説明したのかどうか分かりませんが、区分21の建物等移転補償費6,200何十万、これはどういう中身ですか。

○委員長（瀬川左一君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（鳥谷部伸一君） 2番委員の御質問にお答えいたします。

この中身ですけれども、昨年度、七戸城跡、2物件ほど購入いたしました。その内訳といたしまして、建物の移転補償費が5,300万円、工作物等の移転補償費で110万円、庭木等の移転補償費が180万円、そのほか動産とかの移転雑費ということで610万円ほどで、この金額になっております。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀬川左一君) 次に、226ページ、11款1項1目現年災農地農業用施設災害復旧費から、235ページ、14款1項1目予備費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀬川左一君) それでは、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

13番委員。

○委員(三上正二君) 67ページ、3目の1節農業使用料とあるのですが、この中の加工センターの、農産物加工、要するに左組にある加工センターの内訳を知りたいのですけれども。

○委員長(瀬川左一君) 農林課長。

○農林課長(原子保幸君) お答えいたします。

この加工センターの使用料でございますが、加工友の会という組織がございまして、年間を通して69回、69名の方が年間を通じて使っております。なおかつその中で、ジュースとか豆腐とかみそとかをつくっている農家が販売目的で使っている部分がございます、その部分で、使用料として、こちらに掲載されてございます161万9,920円ほど使用料として納めていただいております。

○委員長(瀬川左一君) 13番委員。

○委員(三上正二君) このセンターの主たる目的、一番当初のときには、試験・研究みたいな形だったのでございますけれども、今はどういう状態になっているのでしょうか。たしか条例改正されたはずなのです。

○委員長(瀬川左一君) 農林課長。

○農林課長(原子保幸君) お答えいたします。

この加工施設につきましては、商品の研究、開発ということで最初は始まりましたけれども、途中で、食品衛生安全法、HACCPという事業が国のほうから示されまして、それによって施設もHACCPに準じた施設に直してございます。最終的には、加工したものを売るまで、HACCPに準じて使用できるような加工場にして使用している現状でございます。

○委員長(瀬川左一君) 13番委員。

○委員(三上正二君) ところで使っている比率というのは分かりますか。名前は伏せても構いませんけれども、誰がどれくらい、Aという人、Bという人という形でも結構ですので、そういう仕分けはできますか、報告できますか。

○委員長(瀬川左一君) 農林課長。

○農林課長(原子保幸君) お答えいたします。

個人情報ですので名前は伏せておきますが、特定の組織、団体の方が約6割5分ぐらいの比率で使用しております。

○委員長(瀬川左一君) 13番委員。

○委員（三上正二君） 6次産業化にするためにH A C C Pを取った、それはいいのです。要するに販売できるような体制まで持っていくという形の趣旨は分かります。それはいいのです。だけれども、販売してという形になったら、次のステップに行くべきだと思うのです。前にも話したことがあるのですけれども、極端に言えば、商売やっている人たちが営業として成り立って、商売として成り立っている人たちがそこをいつまでも使っているというのはおかしいと思うのですけれども、うちも加工業をやっているのですけれども、それを加工センターに持って行って毎回作りますからといたら変な話でしょう。それは、宮下知事も、県のほうでも2分の1補助事業もあるはずですから、そういう形のほうにすべきだと思うのですけれども、それについてはどう思いますか。

○委員長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

もう何年も加工施設を使用して、定番商品化したような商品を長年出している農家といますか、そういう方々には次のステップに向かっていただき、独立して国、県の補助等を使って独立していただければいいなということで当局のほうでは考えております。

○委員長（瀬川左一君） 13番委員。

○委員（三上正二君） そういうのは、P L法って分かりますよね。そのP L法に、恐らく加工友の会はかけていると思うのです。だけれども、消費者に何か問題があったときには誰を訴えてもいいのですよ、その関係者を。というのは、役場の施設だから役場も出てくるのだよ。それはそれとしても仕方がないのですけれども、ある一定の規模にしたのだったら、そうなるべきだと思うのですけれども、いつ頃を目指して、どうやるのですか。

○委員長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

いつ頃という部分は断定はできませんが、加工施設を活用して定番商品がある程度出している農家に対しては、今後徐々にそういう方向で、次のステップに行ってはどうかということを促していきたいと思っております。

○委員長（瀬川左一君） 13番委員。

○委員（三上正二君） ところで町長、非常に今、道の駅とか、賦課価値をつけるという意味では非常にいいことなのです、あそこは。機械設備投資しなければなりませんけれども、それもある一定のところまで来たら自立するとか、そういう形にしないと、一業態の人たちが65%も、3分の2も自分1人で使うというのはおかしい話でしょう。この辺のところは、どこら辺の形になったら見切りつけるとか、そういう形の構想はあるのでしょうか。

○委員長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

たしか三上委員は、かつて新しい加工施設という提案をしたことがあります。それに基づいて、それをある程度検討しなければならない時期に来ていると思う。というのは、今、農家の台所で作った漬け物とかといったものはアウトという時代に入ります。そうなってくると、それ相応の設備の整った、しかも道の駅の近くと、これが大きい原則になると思いますので、この辺は、今いろいろ事業がありますけれども、そこを煮詰めていって具体的な方向づけというのをこれから早い段階でつけていきたいと思えます。今もうそういう時代に入りつつありますので、幾らHACCP云々といっても、左組の中身を見てきますと、ちょっとそういった面では不足しているということで、新しい世に問える物をつくるような新加工施設は、これは早急に構想を練って、実現に向けて進めていきたいと思えます。

○委員長（瀬川左一君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 前にも私言ったけれども、そのとおりなのです。私が今問題にしているのは、いろいろな人たちがつくって、そのために道の駅の近くに別の形の加工施設をつくるのはいいのです。そのときには、農家の人たちでもってそこで加工させたり何なりするという形になるべきであって、ある特定の人が全面的に使う、これは考え直していかないとおかしいことになるでしょ。答弁は要りません。

○委員長（瀬川左一君） ほかに。

8番委員。

○委員（工藤 章君） 今の問題に関連しますけれども、先ほど農林課長がそういう方向性で指導していると。簡単に言えば、独り立ちしてほしいということになると思うのですけれども、それは、何年前からそういう指導をなされて、そして相手方の団体等からどういう姿勢といいますか方向性といいますか、そういう回答的なものはなされておりますか、どういう内容ですか。

○委員長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

私も農林課長になって2年目ですから、何年前からという部分については、今現在は分かりません。ただ、今後、今、三上委員の言ったとおりの状況ですので、今後、農家に対しては、すぐとは言いませんけれども、徐々に独り立ちしていただきたいということで話をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（中野正章君） 最後のほうの241ページの基金に関して、庁舎建設基金、令和4年度は4億円、まず増えていると。これを見ますと、令和3年度は3.8億円、令和2年度は2.6億円、その前は、数年前から始まっていると思うので、1年にそれほど積まれていなかったのは、令和2年度からコロナです。コロナの3年間に基金を増やすことができた理由をお聞かせください。

○委員長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

たまたまタイミング的にコロナの感染症が発生しましたが、庁舎建設に関してもそのタイミングで動き出して、スタートしましたので、庁舎建設まで20億円という基金を準備したいということで、その時期から基金のほうの造成をしまりました。

○委員長（瀬川左一君） 2番委員。

○委員（中野正章君） 行政サイドの様々な経営努力のたまものということだと思います。ただ、行政サイドの見方と、町民目線でいえば、やはりコロナの中で皆さん、生活が非常に苦しい中で何とかやっているという中で、基金が莫大に増えたというのはちょっと違和感があるのではないかと思います。確かに基金造成ということに重きを置いているのは分かりますが、もう少し生活支援というものに力を、かなりやっていると。生活支援のほうにも回していただけたらと思います。要望です。よろしくをお願いします。

○委員長（瀬川左一君） ほかに。

8番委員。

○委員（工藤 章君） 今のやり取りに関連して、生活支援とか、様々な住民の要望に対して、この基金を積んだがためにその他がおざなりにされたとか、そういう経緯はありますか。

○委員長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） 8番委員の質問にお答えします。

委員おっしゃるとおり、庁舎建設に基金を造成して、それ以外の事業に費用を充てられないということになれば、これは大変なことです。いろいろ基金造成する際もいろいろな事業に、ちゃんとやることはやって、そのほかに剰余金が生じたことに伴って基金造成をしております。これ以外にもいろいろ維持管理の部分、公共施設のほうに不具合があったとか、やるときはきちっと予算配分して事業を進めておりますので、そのほかには支障がないものと考えております。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 全く別な視点でお伺いたします。219ページ、先ほど中野委員が建物等移転費用六千何百万円と言及されましたけれども、改めて、この資金は恐らく文化庁の補助金等でなされると思いますので、今後、これらの移転に関わる経費が何件、何年、今後続くのか、いつ終わるのか、この補償等が、その1件と。

それからもう一つ、118ページ、総務費の12目防災諸費に関連いたしまして、私のところに困り事と伺いますか、相談に来た経緯もありまして、こういう形で今伺いたいと思うのですけれども、最近人が住んでいない家屋、それに伴って駆逐している部分が見受けられると思います。これは、人が住んでいたのが住まなくなったと、ほっ

たらかしにしてどこかへ移転したと、移住したと。それに伴っていろいろ問題が発生しております。例えばトタン屋根が飛ぶとか、軒が壊れて隣の家にかぶさってきたとか、それら等がこれからも多くなると思われます。

そこで、これは七戸町の下川向のSさんという方が困り事で私に相談されたのですが、再三にわたって行政にその部分の対応について相談していると。あるいはまた手紙等で現状をお知らせしていると。さっぱり反応がないと。そこで、この案件を含めて、将来こういうものが増えてきた場合、どういう手順を踏んで双方が、例えば取り壊すとか等、対応すればいいのか、その辺の見通しを含めてお知らせ願いたい。

○委員長（瀬川左一君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（鳥谷部伸一君） 8番委員の御質問にお答えいたします。

まず、二ツ森貝塚のほうは、公有化率が61%ほど進んでおります。ちなみに七戸城のほうは88%進んでおります。現在、二ツ森地区のほうでは人が住んでいる宅地になりますけれども、それが13軒ほどあります。面積にして大体2町歩ぐらいです。ちなみに七戸城の跡は、住宅地のほうが4軒ほどあります。これが面積で大体1,600平米です。文化庁の補助で80%補助です。手を上げたからと80%補助が毎年当たるわけではなくて、公有化の基本的な町の考えとしては、例えば二ツ森のほうでは、ナガイモなどにより地下の遺構が破壊されるおそれがある場合は優先しています。次に、住宅の建て替え等を考えている場合には、その都度相談をもらえれば対応するようにいたしております。

あともう一つ、空き家についても世界遺産になっておりますし、防災とか景観の観点から、もう住んでいなくて、どうしても所有者等が手をつけられないとなっていれば、そういうのもこちらでは、これは防災上の観点から考えても買上げの候補となるなどというのは、優先順位からいけば最後ですけれども、そういう考えもございます。

あと何年続くかといえ、まず第一に所有者の考えが優先ですので、そこは、すみません、あと何年続くかというのは言えないですけれども、最初に述べたとおり、それぐらい公有化が進んで、残りの面積は、先ほど言いましたけれども、これぐらいありますということです。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） 委員に対する、空き家関連に関する質問でございますけれども、これにつきましては、本年4月1日から七戸町の空き家及び空き地の適正な管理に関する条例を施行いたしました。その条例に基づく今後の町の措置、流れになりますけれども、いわゆる危険家屋、委員がおっしゃいましたトタン等が飛ぶような大変危険な状態の家屋ですけれども、こういった場合、情報等がありましたら、まず立入調査を行いまして、危険な状態を解消するための措置をお願いするという事で、助言、指導の通知を行います。その後、期限を定めた勧告、それでも応じない場合は、措置を講ず

る命令というような形で、それでも解消なされない場合は、最終的な公表、行政代執行という形の流れになると思われまされども、いわゆるケースによりまされども、他町村の例を見まされると、助言、指導から大体2年ぐらいかかるのではないかと。これにつきましても、建物の所有者が、宅地に有無、建物の状況等によって、ケース・バイ・ケースで期間等は違いまされども、おおむねそのぐらいかかるのではないかと思っております。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 現在の状況は分かりました。そこで、Sさんのケースになりまされると、現在、指導の状況ですか。

それからもう一つ、私は相談を受けたのは「役場から何も連絡がないのだ、どうすればいいのだ。本人に連絡の取りようもないし、非常に困っているのだ」と。もう一つは、トタンが飛んで、そのトタンが自己が所有する倉庫に当たって、倉庫の壁が壊れたと。警察にも相談したが、警察ではこういう対応だと聞いております。それは何かといいますと、飛んだ状態を見たかと、ぶつかった状態を見たかと。見ていないわけです。明らかに飛んだのがそこにあつて、それに伴って倉庫の壁が壊れたと。多分警察の対応としては、人身事故に至らない場合は双方でやってくれという解釈もできるわけです。しかしながら、近隣に住む住宅にしては非常に危険だし困っていると。例えば軒が傾いてきていると。そうなってくると壁塗り等のリフォームもできないと。そういう苦情でした。困り事だと。

そこで、改めて、私にすれば、今の対応を本人に述べるわけですが、行政からはそれなりの連絡とか、手紙とか、あるいは役場においでいただいて、それなりの説明を受けるとか、そういう形が今後なされるのか、その辺の見通し、もしもできたら示していただきたいと思いまされいます。

○委員長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えしまされいます。

今現在の状況ですと、助言、指導的な、相続関係にも複数にわたるということを報告を受けております。再度、これにつきましても立入り等、もう1回再調査しまされして、そこら辺の状況も隣地の方に説明できるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いまされいたします。

○委員長（瀬川左一君） 6番委員。

○委員（小坂貞義君） 198、199ページ、10款1項2目18節、中部広域事業組合負担金1億2,000万円ちょっとですが、多分中部にはいろいろな形で補助金、負担金をして思いまされいますが、この部分の内訳の説明をお願いまされいます。

○委員長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えしまされいたします。

ここから出ている1億2,000万円の内訳、詳細な金額は今ちょっと分かりませんが、給食センター部分と中部上北の教育委員会部分の負担金になります。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 74ページ、75ページ、14款2項4目1節の中に、社会資本整備総合交付金（道路整備）とあります。私の一般質問の答弁で、荒熊内大通線、構内道路ではなくて、町道で整備した方が補助金の関係で有利になるという答弁をいただいていた。その補助金の関係を見ると、道路関係だところしかないのであるけれども、荒熊内大通線は実際どういった補助金を使ったのか、まずは、これでもいいのか。実際、補助率は幾らなのか伺います。

○委員長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

どういう補助金かということですが、都市構造再編集中支援事業費補助金、補助率は2分の1でございます。50%でございます。

○委員長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

社会資本整備のほうの道路整備事業でございますが、天神林城南児童館線道路改良工事、宇道坂五貫田線舗装補修工事等で利用されております。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 補助率2分の1ということは分かりました。あとは、その道路の総工事費の半分は補助金で入ってくるということになりますけれども、金額を伺います。荒熊内大通線の。

○委員長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） 道路に関する総事業費でよろしいですか。荒熊内大通線を含む3路線、たしかあると思うのですが、交付対象事業費として1億7,490万円となっております。

○委員長（瀬川左一君） 9番委員。

○委員（所 清悦君） 1億7,000万円幾らということですので、相当有利な補助金があるので、そういう判断をせざるを得なかったというのは理解できます。

あとは、確認ですけれども、これがもし構内道路で、時速20キロ以下という道路にしようとする、1億7,000万円が全く入ってこなかったという理解でいいのか伺います。

○委員長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○委員長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

構内道路にできるかできないかの議論もあるのですが、都市構造再編支援集中事業というものは、使えるメニューと使えないメニューがございます。そうした中で、アリーナのための道路となってくると、アリーナ自体に交付金が入っているのも、対象事業費はかなり狭まっております。アリーナ全体のうちの地域交流部分に対しての補助、実際、アリーナだけに行く道路ではないと。仮に駐車場もあって、あれを全ての構内という見方をするほうが適正かどうかでいくと、町としてはそれは難しいと。国としても、例えばアリーナに対する駐車場はアリーナ側で整備していますし、荒熊内公共駐車場は、あのエリア、公共的な駐車場としてあの面積を認定されております。そういったもろもろの事業もありますので、町道として整備するのが町にとっては一番有利な方法でございます。

以上でございます。

○委員長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

8番委員。

○委員（工藤 章君） 164ページの農業費に関連してお伺いします。保全隊が各地区に結成されているわけですが、その中で国が半分、残りが県と町で半分ずつ出して保全隊活動、要するに田んぼの水路と周辺の環境整備とかに、保全隊を結成して、その中で作業された方に時給幾らという形で報酬を支払いしているわけですが、数年前に私、委員長、休憩して述べさせていただきたいのですが、いいですか。

○委員長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

○委員長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにありませんか。

13番委員。

○委員（三上正二君） 116ページの12目防災諸費に関連して、教えてもらいたいのだけれども、何人かから言われたのですけれども、まち中にある旧酒蔵の大きい煙突、あれというのは危険物ではないかという話があったけれども、あれは大丈夫なのですか。

○委員長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

今のところ危険家屋としての報告等は受けておりません。（「大丈夫なの」と呼ぶ者あり）報告はまだ受けている状況ではないというところです。

○委員長（瀬川左一君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 要するに大丈夫だという町の認定ですか。というのは、まわりから危ないのではないかという話もあったりして、大丈夫なら大丈夫でいいのだし。

○委員長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

今のところ危険家屋と認定するための調査等は行っていません。

○委員長（瀬川左一君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 駄目になるとすぐに壊れるものなので、そうなる前に、何だかんだ残さなければならぬというなら話は別で、そうでなかったら、幾らか町のほうで何らかの対策をして、壊れてからでは、どうにもならないのだよ。だから今発言した。周りの人からも、大丈夫だべかと聞かれたりしているから。

○委員長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 私、中に入って見たことがありますけれども、下はかなりがっちりやっているのだけれども、煙突自体がいわゆる危険建造物、どういう構造かちょっと分からないのです。ですから、私も何人かから、あれは危ないかという話が聞いていますので、いずれ所有者にお願いをして、やっぱり調査してみないと駄目だと思います。想定外の地震とかが来たときに倒れば大変な被害になりますので、そこらあたりは、今後、所有者にお願いをして調査をしたいと思います。

○委員長（瀬川左一君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 今の町長の答弁に対して、町長、いずれではなくて、例えば来年度内とか、あるいは次年度でもいいですから、それなりの方向性、時期をいつまでにという形を明示されないものですか、できませんか、そこまでは。

○委員長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） もちろん所有者の了解がなければなりませんけれども、早い段階でやりたい。

○委員長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9番委員。

○委員（所 清悦君） 202、203ページ、10款2項1目14、工事請負費の中に、天間林小学校の工事費関係が3件あります。一般質問で天間林小学校も結構古いということが分かって、校舎は令和5年まで、体育館は令和7年までという答弁をもらっていました。令和4年度これだけの工事をして、令和6年度から特段大規模な改修工事をしなくても特に問題なく使っていけるのか。これとはまた別に、ある程度大きい改修工事を計画しているのか伺います。

○委員長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） 天間林小学校については、一般質問のときに法定耐用年数のお話はさせていただきました。当小学校は前にも改修工事はしていましたが、建物本体の調査というのはしておりません。40数年経過したことから、七戸中学校と天間林

小学校については、来年度できれば躯体調査をして、その結果を見て、どういった長寿命化が図られるのか、あるいはどの程度の工事費になるのかというのを調査した上で、その先というのを検討していきたい、計画を立てたいと思っております。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

1 番委員。

○委員（藤井夏子君） 224 ページ、225 ページの10 款5 項3 目中央公園管理費に関連しまして、現在、遊具に立入禁止のテープをたくさん張っておりましたが、現状はどうなっているのかお知らせください。

○委員長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

中央公園の遊具につきましては、毎年専門業者による定期点検を行っております。それによって指摘された遊具については、危ないものであれば、今のような形で使用禁止にしてございます。その遊具につきましては、今回の9 月補正の予算において修繕費を計上いたしまして、それが承認されましたら、今後、早期に修繕をかける予定としてございます。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） 1 番委員。

○委員（藤井夏子君） 修繕前とのことでしたが、現在張られているテープがまばらに張られていて、子供が登れる状態のところ、行った先にテープが1 本だけ張られているような状況で、それもたるんでいて、事故になりかねないと思いますので、例えば本当に通れないように多めにテープを巻くとか、登れないように入り口をふさいでしまおうとかという対策は必要かと思っておりますので、対応をお願いいたします。

○委員長（瀬川左一君） 要望でいいですか。（「要望です」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、令和4 年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

ここで、暫時休憩します。11 時20 分まで休憩いたします。

休憩 午前11 時08 分

再開 午前11 時20 分

○委員長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

入る前に、金曜日、8 日、答弁漏れがありましたので、税務課長より答弁をお願いいたします。

○税務課長（西野勝夫君） 9 月8 日開催の委員会で、中野委員の質問に答弁漏れがございましたのでお答えいたします。

予算書56ページ、1款2項1目固定資産税の補正予算額2億6,282万6,000円につきましては、令和5年3月定例会において2億5,880万4,000円、令和5年3月31日、専決処分により402万2,000円をそれぞれ増額補正しております。当初予算では、調定見込額の約8割で予算計上いたしておりましたので、実際の収入額に合わせ、それぞれ補正を行ったものです。

次に、町が農協に譲渡した土地及び建物の固定資産の増額分につきましては、金額で約280万円となります。

以上です。

○委員長（瀬川左一君） いいですか。

次に、令和4年度七戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

252ページから263ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） ありませんので、次に、歳出に入ります。

264ページから279ページまでの歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、令和4年度七戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

292ページから301ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和4年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

312ページから323ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 歳出に入ります。

324ページから347ページまでの歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、令和4年度七戸町介護保険特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和4年度七戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

360ページから363ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、令和4年度七戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

376ページから381ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

396ページから405ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

これより、質疑に入ります。

420ページから427ページまでの歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の質疑を終結します。

次に、令和4年度七戸町水道事業会計決算書の審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

436ページから446ページまでの決算全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって、令和4年度七戸町水道事業会計決算書の質疑を終結します。

それでは、議案第77号全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって、議案第77号令和4年度七戸町各会計歳入歳出決算書認定の質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀬川左一君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号令和4年度七戸町各会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、本委員会に審査付託されました事件は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本委員会の報告書の作成等は、委員長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、報告書の作成等は委員長一任に決定いたしました。

これをもって、決算審査特別委員会を閉会します。

以上で、私の職務は終わりました。

御苦労さまでした。誠にありがとうございました。

閉会 午前11時31分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年9月11日

委員長